

## 2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進 【住宅セーフティネット法】

居住支援法人等が大家と連携し、

① 日常の安否確認・見守り

② 生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅）を創設

<改正前>セーフティネット登録住宅(H29創設)

「大家が拒まないこと」、「その物件情報を公表すること」で要配慮者に住宅を供給

<改正後>居住サポート住宅を創設

「居住支援法人等※がサポートを行うこと」で要配慮者に住宅を供給

※サポートを行う者は 居住支援法人以外も可能

① ICT等による安否確認



大家

連携

① 訪問等による見守り



居住支援法人等

要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったとき



要配慮者



居住支援法人等

② 福祉サービスにつなぎ

・市区町村長（福祉事務所設置）等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき認定  
・改修費等の補助により供給を促進（令和6年度予算）

福祉サービス（例）

■ 低額所得者

（自立相談支援機関  
福祉事務所）

- ・家計把握や意欲向上の支援
- ・就労支援、生活保護の利用



特例

生活保護受給者の場合、  
住宅扶助費（家賃）について  
代理納付を原則化

■ 高齢者

（高齢者福祉の  
相談窓口）

- ・ホームヘルプ、デイサービス



■ ひとり親

（福祉事務所  
母子家庭等就業・  
自立支援センター）

- ・母子・父子自立支援員  
による相談、助言
- ・こどもの生活指導や学習支援



■ 障害者

（基幹相談  
支援センター）

- ・ホームヘルプ、デイサービス
- ・就労支援



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の  
特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぎ

特例

入居する要配慮者については認定保証業者  
（1. 参照）が家賃債務保証を原則引受け